

定 款

社会福祉法人すいよう会

令和8年2月1日

社会福祉法人「すいよう会」定款

第 一 章 総則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人すいよう会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 事業所内保育事業の経営
- (チ) 看護小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人すいよう会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者・障がい者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を愛媛県新居浜市に置く。

第 二 章 評 議 員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員七名～九名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、事務局員一名、外部委員二名の合計三名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員一名以上が出席し、かつ外部委員一名以上が賛成する事を要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員の報酬については、別に定める「役員等に関する規定」に則り支給する。

第 三 章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 公益事業に関する重要な事項
- (8) 解散
- (9) 定款の変更
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求する事ができる。

(議長)

第一四条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 2 議長の議決権の行使については、可否同数のときのみとする。

(決議)

第一五条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一七条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に記名押印する。

第 四 章 役員並びに職員

(役員の定数)

第一七条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員の選任)

第一八条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員の資格)

第一九条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうち

には、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第二〇条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二一条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第二二条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一七条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二三条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二四条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二五条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 五 章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第二六条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第二七条 運営協議会の委員は二名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第二八条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第二九条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴収)

第三〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を徴収するものとする。

(その他)

第三一条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 六 章 理事会

(構成)

第三二条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三三条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第三四条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三五条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三六条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 七 章 資産及び会計

(資産の区分)

第三七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

①すいよう作業所（１）

愛媛県新居浜市郷甲 6 8 7 番 宅地	1, 5 6 3. 0 0 平方メートル
愛媛県新居浜市郷三丁目甲 5 9 0 番 1 宅地	9 9 6. 4 8 平方メートル
愛媛県新居浜市郷三丁目甲 5 9 2 番 1 宅地	2 6 4. 0 0 平方メートル
愛媛県新居浜市郷三丁目甲 5 9 2 番 2 宅地	6 8 0. 1 4 平方メートル

②すいよう作業所（２）

愛媛県新居浜市郷四丁目甲 6 5 8 番 1 宅地	5 6 6. 7 6 平方メートル
---------------------------	-------------------

③すいよう作業所（３）

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 2 番 2 宅地	7 5 5. 4 6 平方メートル
---------------------------	-------------------

④グループホームすいようの土地

愛媛県新居浜市郷四丁目甲 5 3 7 番 宅地	4 2 6. 0 0 平方メートル
-------------------------	-------------------

⑤アソカ園・白寿の土地

愛媛県新居浜市清住町甲 7 0 3 番 3 宅地	1 5 5. 0 0 平方メートル
愛媛県新居浜市清住町甲 7 0 5 番 1 宅地	9 6 0. 5 8 平方メートル
愛媛県新居浜市清住町甲 7 2 0 番 1 宅地	2 3. 1 0 平方メートル
愛媛県新居浜市清住町甲 7 2 0 番 2 宅地	1, 2 3 4. 1 0 平方メートル
愛媛県新居浜市清住町甲 7 2 0 番 7 宅地	3 4. 6 9 平方メートル
愛媛県新居浜市清住町甲 7 2 0 番 8 宅地	4 7. 8 3 平方メートル
愛媛県新居浜市清住町甲 7 2 1 番 1 宅地	6 1 5. 2 3 平方メートル

⑥事業所内保育施設ひまわり乳児園の土地

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 8 番 5 宅地	3 1 8. 4 0 平方メートル
愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 8 番 6 宅地	3 6 0. 6 8 平方メートル
愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 8 番 1 1 宅地	4 0. 6 5 平方メートル

⑦ルピナスすいようの土地

愛媛県新居浜市郷四丁目甲 5 3 5 番 宅地	2 1 7. 5 2 平方メートル
愛媛県新居浜市郷四丁目甲 5 3 6 番 宅地	2 9 7. 0 0 平方メートル

⑧かんたき satoiro, かなふる中郷の土地

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 3 番 1	宅地	1 0 9 1 . 1 2 平方メートル
愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 3 番 2	宅地	1 2 8 7 . 5 7 平方メートル

(2) 建物

①すいよう作業所 (1)

愛媛県新居浜市郷甲 6 8 7 番所在の鉄骨造スレート葺平家建 1 棟	4 9 5 . 6 6 平方メートル
-------------------------------------	--------------------

符号 1 - 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1 0 3 . 0 0 平方メートル
------------------------	--------------------

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 5 9 0 番地 1, 甲 5 9 2 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 1 棟

6 8 0 . 0 0 平方メートル

②すいよう作業所 (2)

愛媛県新居浜市郷四丁目甲 6 5 8 番 1 所在の軽量鉄骨造鋼板葺平家建 1 棟	9 2 . 7 1 平方メートル
---	------------------

符号 1 - 軽量鉄骨造鋼板葺平家建 1 棟	3 0 . 3 4 平方メートル
------------------------	------------------

符号 2 - 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 1 棟	9 6 . 0 5 平方メートル
----------------------------	------------------

符号 3 - 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 1 棟	6 7 . 4 9 平方メートル
----------------------------	------------------

③すいよう作業所 (3)

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 2 番 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建 1 棟	2 6 8 . 2 8 平方メートル
---	--------------------

④グループホームすいよう

愛媛県新居浜市郷四丁目甲 5 3 7 番所在の木造かわらぶき 2 階建 1 棟	2 1 8 . 8 8 平方メートル
---	--------------------

⑤アソカ園

愛媛県新居浜市清住町甲 7 0 5 番 1, 甲 7 2 0 番 2, 甲 7 2 0 番 7, 甲 7 2 0 番 8, 甲 7 2 1 番 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建養護所 1 棟	2, 6 0 9 . 2 1 平方メートル
---	-----------------------

⑥白寿の建物

鉄筋コンクリート造鋼板葺 3 階建養護所 1 棟	1, 1 8 4 . 7 3 平方メートル
--------------------------	-----------------------

⑦グループホームほの花の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 9 番 2, 甲 6 7 9 番 3 所在の木造かわら・合金
メッキ鋼板ぶき平家建 1 棟 8 0 3. 9 0 平方メートル

⑧なの花の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 5 番 2, 甲 6 7 6 番 1, 甲 6 7 6 番 2 所在の鉄
骨造かわらぶき・陸屋根 2 階建 1 棟 3 1 1 3. 1 0 平方メートル

⑨事業所内保育施設ひまわり乳児園の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 8 番 5, 甲 6 7 8 番 6 所在の木造スレートぶき
平家建 1 棟 1 2 9. 9 6 平方メートル

⑩事業所内保育施設ひまわり乳児園の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 7 番 3 所在の木造かわらぶき平家建 1 棟
2 1 1. 9 9 平方メートル

⑪ルピナスすいようの建物

愛媛県新居浜市郷四丁目甲 5 3 5 番, 甲 5 3 6 番所在の木造合金メッキ鋼板ぶ
き 2 階建 1 棟 2 3 4. 1 9 平方メートル

⑫G o P a r k の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 5 番 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
1 棟 2 1 6. 0 0 平方メートル

⑬かんたき satoiro の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 3 番 2, 甲 6 7 3 番 1 所在の木造合金メッキ鋼
板ぶき平家建 1 棟 4 4 9. 2 4 平方メートル

⑭かなふる中郷の建物

愛媛県新居浜市郷三丁目甲 6 7 3 番 2, 甲 6 7 3 番 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階
建 1 棟 9 1 2. 1 6 平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第四五条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三八条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、新居浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新居浜市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三九条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第四〇条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第四一条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （１）事業報告
- （２）事業報告の附属明細書
- （３）貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第四二条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四三条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の処置)

第四四条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 八 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第四五条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 要介護認定申請にかかる訪問調査の受託

- (3) 介護予防・生活支援事業の受託
- (4) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (5) 訪問看護の事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 九 章 収益を目的とする事業

(種別)

第四六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 障がい者向け低価格賃貸アパート「ルピナスすいよう」の管理運営
- (2) 不動産賃貸業の管理運営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 十 章 解 散

(解 散)

第四七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第四九条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第 十 一 章 定款の変更

(定款の変更)

第五〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新居浜市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に

係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新居浜市長に届け出なければならない。

第 十二 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第五一条 この法人の公告は、社会福祉法人すいよう会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第五二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 渡辺 正司

理 事 酒井 榮一郎

〃 高橋 輝夫

〃 畑田 達志

〃 岡部 皓

〃 岸 謙弐

〃 大久保 千津子

〃 佐々木 武雄

〃 藤田 益美

監 事 岡田 進

〃 藤田 太洋

附 則

この定款は、平成2年10月1日から施行する。
この定款は、平成6年12月28日から施行する。
この定款は、平成7年7月17日から施行する。
この定款は、平成8年3月31日から施行する。
この定款は、平成10年1月13日から施行する。
この定款は、平成11年9月8日から施行する。
この定款は、平成11年12月24日から施行する。
この定款は、平成12年9月12日から施行する。
この定款は、平成13年4月12日から施行する。
この定款は、平成17年12月22日から施行する。
この定款は、平成20年7月28日から施行する。
この定款は、平成21年8月18日から施行する。
この定款は、平成23年6月6日から施行する。
この定款は、平成24年4月27日から施行する。
この定款は、平成25年4月1日から施行する。
この定款は、平成25年8月1日から施行する。
この定款は、平成26年1月1日から施行する。
この定款は、平成27年4月7日から施行する。
この定款は、平成27年6月2日から施行する。
この定款は、平成28年4月15日から施行する。
この定款は、平成29年4月1日から施行する。
この定款は、平成29年7月11日から施行する。
この定款は、令和元年7月24日から施行する。
この定款は、令和元年8月28日から施行する。
この定款は、令和2年6月22日から施行する。
この定款は、令和3年9月30日から施行する。
この定款は、令和5年7月25日から施行する。
この定款は、令和6年2月9日から施行する。
この定款は、令和6年4月18日から施行する。
この定款は、令和7年9月1日から施行する。
この定款は、令和8年2月1日から施行する。